

令和8年度鳥獣被害防止に係る実態調査業務仕様書

1 目的

本業務は、智頭町鳥獣被害防止計画（令和8年度版）に基づき、農作物に被害を及ぼしている野生動物の生息状況及び分布の実態を的確に把握することを目的とする。また、今後の被害軽減に資する効果的かつ効率的な対策の検討に必要な基礎資料を得るものである。

2 業務名

令和8年度鳥獣被害防止に係る実態調査業務（以下「本業務」という。）

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務内容

受注者は、本業務において次の（1）から（6）までの業務を行うものとする。

なお、業務の詳細については、契約締結後、別途、智頭町鳥獣害対策協議会（以下「発注者」という。）と受注者が協議の上、決定するものとする。

また、本業務における打合せ協議は、次の3回を見込んでいるが、発注者が必要と認めるときは、随時行うものとする。

- 1回目 業務着手時
- 2回目 調査箇所の設定時
- 3回目 成果品納入時

（1）業務実施計画の作成及び調整

- ア 業務の実施に当たり、業務スケジュール等の円滑な実施に必要な事項について発注者と協議し、業務実施計画を作成すること。
- イ 業務の実施に係る必要な各種手続等は、全て受注者が行うこと。

（2）現場調査

当該業務における現場調査は、自動撮影カメラを用いた REST モデルを適用することを前提として実施する。なお、自動撮影カメラは発注者が購入の上、受注者に貸与するものとし、使用台数は15台とする。

1) 調査地区の設定

智頭町内において鳥獣被害が多い箇所から調査地区を選定する。

調査地区は、主要な農作物の田畑周辺の山林とする。ただし、環境省が公開する植生図を参考に、智頭町内の代表的な植生を3種類程度選定し、選定した調査地区は発注者と協議の上、決定するものとする。

なお、各調査地区は100m×100m程度を想定し、各地区間の距離は少なくとも500m程度確保するものとする。

2) 自動撮影カメラの設置

上記で設定した調査地区において、自動撮影カメラを1地区当たり5台設置し、調査地区内に可能な限り均等に配置する。自動撮影カメラの撮影時間は10秒程度とする。

設置期間は、夏季から秋季にかけての4か月間とし、1か月に1回以上、データ回収及びメンテナンスを行うこと。

(3) 文献調査

本業務では、「野生動物の保全と管理の事典」（朝倉書店）を参考とする。ただし、最新の文献を確認し、より高精度な手法が確認された場合は、発注者と協議の上、適用するものとする。

(4) データ整理

撮影された野生動物については、種名、個体数、体サイズ（成獣・幼獣）、撮影日時、撮影場所及び行動の様子（採餌、繁殖等）を記録する。

得られたデータは、REST モデルによる生息密度の推定式を用いて、各地区における野生動物の生息密度を推定する。推定対象動物は、智頭町鳥獣被害防止計画に記載された種を基本とし、詳細については発注者と協議の上、決定するものとする。

(5) 考察

各地区の生息密度を基に、重点的に対策を実施すべき箇所を選定する。

(6) 結果報告書の作成

現場調査及びデータ整理の完了後、成果物として、件名、調査場所、調査期間、調査方法、調査結果（写真を含む。）及び考察を簡潔かつ明瞭に整理し、結果報告書として取りまとめ、完了報告書と併せて提出すること。

5 業務完了時の提出物

業務完了時の提出物は次のとおりとし、いずれも発注者に各1部提出すること。

- (1) 完了報告書（紙媒体。4（6）の結果報告書を含む。以下同じ。）
- (2) (1)の電子データを格納した電子媒体（CD又はDVD-ROM）

6 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合は、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

8 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、5の完了報告書を業務完了後10日以内に発注者に提出し、その提出の日から10日以内に発注者の検査を受けること。

9 委託料の支払

- (1) 受注者は、発注者から8の検査に合格した通知を受けた後、本業務の契約書の規定に従い、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者に提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に、請求に係る委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第

256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

10 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してならない。
- (2) 本業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、本業務に係る契約の解除若しくは損害賠償の請求又はその両方を行うことができる。
- (5) (1)から(4)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

11 仕様書遵守に要する経費について

この仕様書を遵守するために要する経費は、別に定めるものを除き、全て受注者の負担とする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。